

本資料に掲載する情報について様々な注意を払って掲載しておりますが、内容の正確性、有用性、安全性、その他いかなる保証を行うものでもありません。つきましては、本資料の情報を参考に取られた行動の結果生じた損害等であっても当社は一切責任を負いませんので、あくまでご自身の責任においてご利用ください。
また、ご使用の際には、内容等について必ず各自治体にご確認のうえご利用ください。

○騒音規制基準(工場および事業所騒音)(敷地境界線基準)

(単位;デシベル)

北海道				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~19:00)	朝(6:00~8:00) 夕(19:00~22:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
第1種区域	-	45	40	40
第2種区域	-	55	45	40
第3種区域	-	65	55	50
第4種区域	-	70	65	60
対象地域	地域および区域が定められている。詳細は「騒音規制法に基づく規制地域等の指定」で確認のこと。			
備考	第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域(昭和63年北海道告示第315号)により、指定された区域。			
条例・規則等	北海道公害防止条例 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年9月			
札幌市				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~19:00)	朝(6:00~8:00) 夕(19:00~22:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
第1種区域	-	45	40	40
第2種区域	-	55	45	40
第3種区域	-	65	55	50
第4種区域	-	70	65	60
条例・規則等	札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則			
更新月	2005年10月			
青森県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~19:00)	朝(6:00~8:00) 夕(19:00~21:00)	夜間 (21:00~翌日6:00)
第1種区域	-	50	45	40
第2種区域	-	55	50	45
第3種区域	-	65	60	50
第4種区域	-	70	65	55
対象地域	青森市、弘前市、黒石市、十和田市、五所川原市及び三沢市。市町村により地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
備考	第2種区域、第3種区域又は第4種区域内の学校・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の概ね50メートルの区域内は5デシベル減とする。			
条例・規則等	青森県公害防止条例 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年10月			

岩手県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～18:00)	朝(6:00～8:00) 夕(18:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	-	50	45	40
第2種区域	-	55	50	45
第3種区域	-	65	60	50 (釜石市区域は55)
第4種区域	-	70	65	55 (釜石市及び東山町 区域は60)
対象地域	地域および区域が定められている。「騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」で確認のこと。			
備考	第2種区域、第3種区域又は第4種区域内の学校・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の概ね50メートルの区域内は5デシベル減とする。			
条例・規則等	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定による騒音規制基準			
更新月	2005年10月			
宮城県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	文教地区、第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	50	45	40
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65	60	50
第4種区域	工業地域	70	60	55
対象地域	・法規制：用途地域内特定工場(工専除く) ・条例：無指定用途地域は「別表第2-4」第2種区域の基準を適用する。第3種、第4種区域の基準を適用する地域の指定あり			
備考	・第2種区域、第3種区域又は第4種区域内の学校・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の概ね50メートルの区域内は5デシベル減とする。 ・区域の区分は、都市計画法第八条第一項に規定する用途地域及び地区による。 ・仙台市における第2種区域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域については、第1種区域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域内に存する近隣商業地域については第2種区域の基準を適用する。			
条例・規則等	公害防止条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年10月			

秋田県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～18:00)	朝(6:00～8:00) 夕(18:00～21:00)	夜間 (21:00～翌日6:00)
第1種区域	低層住居専用地域	50	45	40
第2種区域	中高層住居専用地域、住居地域など	55	50	45
第3種区域	商業地域、準工業地域	65	60	50
第4種区域	工業地域など	70	65	60
対象地域	能代市、横手市、大館市、由利本荘市、男鹿市、湯沢市、大仙市、鹿角市、北秋田市、潟上市、二ツ井町、五城目町、井川町、仁賀保町、象潟町、角館町、田沢湖町、十文字町。地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
備考	学校・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の概ね50メートルの区域内は5デシベル減とする。			
条例・規則等	騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音についての規制基準 騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定 騒音に関する規制について			
更新月	2005年10月			
山形県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～21:00)	夜間 (21:00～翌日6:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	50	45	45
第2種区域	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに特別工業地	65	60	50
第4種区域	工業地域	70	65	55
対象地域	米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、真空川町、高島町、川西町、小国町、白鷹町、藤島町、庄内町、温海町、遊佐町及び八幡町			
備考	学校・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の概ね50メートルの区域内は5デシベル減とする。			
条例・規則等	山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年10月			

福島県				
時間・区域の区分		昼間 (7:00～19:00)	朝(6:00～7:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域	50	45	40
第2種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域	60	55	50
第4種区域	工業地域	65	60	55
第5種区域	工業専用地域	75	70	65
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・法規制：福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、原町市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達町、本宮町、鏡石町、柳津町、河東町、会津高田町、矢吹町、石川町、大越町、富岡町、西郷村及び泉崎村のうち、第1種、第2種、第3種及び第4種の区域に区分された地域 ・条例：県内全域(法規制地域内の法適用工場は除く) 			
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の概ね50メートルの区域内は5デシベル減とする。(第1種を除く) ・福島県生活環境の保全等に関する条例で第5種区域を新設。特定施設の横だしもある。 			
条例・規則等	福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年10月			
仙台市				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び文	50	45	40
第2種区域	第一種住居地域、第二種住居地域(文教地区除く)、準住居地域及び地域又は地区の指定のない地域	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60	55	50
第4種区域	工業地域	65	60	55
対象地域	仙台市全域			
備考	近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域であるものについては、第二種区域の基準を適用する。			
条例・規則等	仙台市公害防止条例施行規則			
更新月	2005年10月			